

独立行政法人教職員支援機構の令和2年度計画

文部科学大臣へ届出

令和2年 3月 25日

令和2年12月 23日（変更）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づき、令和2年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

令和2年度は、平成30年度に組織した機構業務等を統括する本部事務局、研修事業を統括するつくば中央研修センター、調査研究等を統括する次世代教育推進センターの三体制をより強固なものにするとともに、相互の連携を図りながら研修の更なる高度化やネットワークの拡大を図る等、教職員に対する体系的、総合的支援拠点としての機能を充実させる取り組みを推進するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に十分留意し、必要な対応を行うものとする。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 学校教育関係職員に対する研修

（1）実施する研修の基本的な内容

中期計画に基づき、チーム学校の推進、初等中等教育段階からのグローバル化、アクティブ・ラーニングの推進等の新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるようにプロジェクトの調査研究の成果を踏まえ、研修事業の再構築を図ることとし、別紙1のとおり各研修を実施する。

また、各研修以外に国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

なお、『第4次男女共同参画基本計画』（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、主催する研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを目標としつつ、特に女性教職員の割合が低い下記の研修については、過去の実績等を勘案した上で、女性教職員の割合についての目標値を個々に設定する。令和2年度においては、主催する研修のうち6割の研修で目標を達成する。

（目標値20%以上）

- ・教職員等中央研修のうち校長研修、副校長・教頭等研修
- ・学校組織マネジメント指導者養成研修
- ・カリキュラム・マネジメント指導者養成研修
- ・体力向上マネジメント指導者養成研修
- ・キャリア教育指導者養成研修

（目標値10%以上）

- ・生徒指導指導者養成研修

- ・ いじめの問題に関する指導者養成研修
- ・ 学校安全指導者養成研修
- ・ 学校教育の情報化指導者養成研修

(2) 研修の目標とする成果の指標

中期計画に定めた、研修の目標とする成果の指標について、研修ごとに以下に掲げる方法により達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

- ① 演習・協議に最適な人数（20 人程度）による班構成（ユニット）を基本に設定する標準定員を、別紙 1 のとおり定め、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。標準定員に対する参加率が 90%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。ただし、地方公共団体からの委託等により共益的事業として実施する研修（以下「委託研修」という。）を除く。また、「外国語指導助手研修」についてはユニットは設けず、標準定員は「定員」と読み替える。
- ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る。プラスの評価とした受講者の割合が 95%を下回ったり、最高評価とした受講者の割合が 80%を下回ったりした場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。ただし、「外国語指導助手研修」を除く。
- ③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1 年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。プラスの評価とした受講者の割合が 85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。ただし、委託研修及び「外国語指導助手研修」を除く。

また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、別紙 1 の「1. 学校経営研修」については 85%以上から、別紙 1 の「2. 指導者養成研修」については 60%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

なお、アンケート調査等の結果を踏まえ、研修成果活用の具体的な取組について分析を行う等、研修内容の改善について検討を行う。

(3) 研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の効果的・効率的な実施を図るため、以下に掲げる方法を導入する。

- ① 主催する研修について、国の教育政策の方向性や地方公共団体等の研修ニーズ等を適切に把握し調査研究の成果等を活かしながら、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行う。特に、研修事業における省資源化への対応や研修の活性化に対応するため、ICT 機器を導入する。

また、政府関係機関の地方移転に関する基本方針（平成 28 年 3 月 22 日 まち・ひと・

しごと創生本部決定）に基づき提案地方自治体と連携して開催する。

- ② 主催する研修について、大学、関係機関及び企業等との連携協力を一層進めるほか、オンライン研修を活用することにより、研修内容の高度化を図る。
- ③ 教員研修に関する調査研究を行い、研修事業の高度化及び充実強化を図る。
- ④ 主催する研修について、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高める。また、演習や協議の実施にあたっては、全ての受講者が積極的に発言し、思考を深めることができるよう、別紙１に掲げるユニットを基本に行う。なお、以下に掲げる研修を除く。
 - ・ 外国語指導助手研修
 - ・ 産業・情報技術等指導者養成研修
 - ・ 産業教育実習助手研修
 - ・ 産業・理科教育教員派遣研修

（４）研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、事業年度の評価結果、都道府県ごとの受講者数に著しい差が生じた場合にはその要因等について検証し、必要な場合には、中期計画の廃止等基準により、廃止・隔年実施、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言

公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標について、従前の相談窓口を引き続き運用し、機構が有する知見やネットワークを活用した専門的な助言を行う。

また、指標に関するデータベースを作成するため、引き続き、指標に関する全国の先進事例の調査・分析等を実施する。

3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

（１）都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助

都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。

① 教員等への指導、助言

ア オンラインによる研修機会の提供

機構が実施する研修内容に係る教材、特に校内研修で活用できる動画教材をインターネットにより提供し、教員等の自主的な研修を促す環境作りに寄与する。

イ 情報交換機会の提供

教員等が、学校運営や指導方法等に関する情報交換を行う機会を、インターネット上に提供する。

ウ 教員等の資質向上に資する情報の提供

教員等の資質向上等に関する情報を、インターネットにより提供する。

② 教育委員会等への指導、助言

ア 教育委員会と大学等との連携促進

教育委員会と大学等が連携して行う研修プログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供するほか、教育委員会と大学が研究協議等の意見交換を行う場を提供するなど、機構、教育委員会、大学等の相互の連携を深め、教員研修の工夫改善に寄与する。

イ 研修講師情報や研修手法の提供

機構が行う研修の講師情報のオンラインによる提供、教育委員会等が行う研修への機構職員の講師派遣等により、研修手法等の普及に資する。

ウ 研修情報の収集・提供

教育委員会等が実施している研修等の情報を取りまとめ、オンラインによる提供等により、教員研修の更なる充実を支援する。

エ 研修施設・設備の提供

利用要望に応じて研修施設・設備の提供を行うことにより、学校教育関係者等を対象とした研修等での利用を促進する。

③ 教員等の資質向上のための援助

ア 教育長等を対象とした会議の開催

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）（以下、「平成 25 年閣議決定」という。）で示された「業務の更なる効率化、機能強化、教育委員会や大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大」を踏まえ、教育長等を対象とする会議を開催し、教育長等の研修機会の充実に寄与する。

イ 研修企画・立案担当者を対象とした会議の開催

教育委員会の教育センター等の研修担当主事等を対象とする会議を開催し、研修企画・立案能力の向上に寄与する。

ウ アクティブ・ラーニングに関する研修プログラムモデルの普及

アクティブ・ラーニングに係る指導方法等を充実させるため、研修プログラムモデルについて、メールマガジン等を通じて、教育委員会等への周知を図る。

エ 喫緊の教育課題に対応する支援、現在の研修等に対応できていない教育課題について、教員等の資質向上に資する研修のあり方を検討する。

（２）教職大学院等との連携及び海外の大学等との連携の促進

教職大学院など国内外の大学等とのネットワークを構築し、機構の教員研修・支援のハブ機能を整備・充実する。そのため、教職大学院等との連携協力協定の締結を基に、相互の取組の充実を図るとともに、研修に関する高度な知識を持つ専門職員や教職大学院及び大学の教職課程を担う人材の育成、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流を支援する。また、海外の政府機関や大学等と連携し、海外の教員を対象とした研修等を実施する。

① 教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院やその院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。主催する研修を 90 分 1 コマとし、教職大学院が機構の研修を活用しやすい環境を整備する。

② 教職大学院の教員等に対する支援

教職大学院の教員等の研究・交流支援のための会議を開催し、教職大学院等と教育委員会が連携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、教員養成及び現職研修のカリキュラム向上を促進する。

③ 教職大学院等、教育委員会との連携の促進

教職大学院等と教育委員会が連携して行う研修のプログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供することにより、教員研修の一層の高度化に資する。

また、連携協力協定を締結した教職大学院の中から、地域センターを選定・設置し、現職教員等を対象とした研修の企画・運営を支援する。

④ 国際連携の推進及び海外の教員に対する研修の実施

タイ王国政府や国内外の教職大学院等と連携し、タイ王国の教員等に対する研修を実施する。

4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及

(1) 調査研究の実施

機構が主体となり、大学や教育委員会、都道府県・指定都市・中核市等の教員センター、民間教育事業者等と連携し、養成・採用・研修の改善に資する専門的・実践的な調査研究を実施する。

令和2年度は、次の研究を実施する。

- ① 管理職育成に関する研修の在り方に関する調査研究プロジェクト
- ② 教員免許更新制の在り方に関する調査研究プロジェクト
- ③ 学習指導法の改善に関する調査研究プロジェクト
- ④ 学校と地域の連携の在り方に関する調査研究プロジェクト

(2) 成果の普及

調査研究の成果については、機構が実施する各種事業の企画・立案に適切に反映させるとともに、機構ホームページにおける情報提供や学校教育関係者等を集めた会議等で発表し、その普及を図る。また、教育委員会、大学等はもとより広く一般にも公開するため、データベースの作成に向けて、その内容や各種データの整理を行う。

5. 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務

平成30年度より移管された免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務について、免許状更新講習認定申請等システムを含む実施体制を着実に運用するとともに、文部科学省と緊密な連携を図りつつ、関係法令を踏まえ、本講習の認定に関する事務を確実に実施する。

6. 教員資格認定試験の実施に関する事務

平成30年度より移管された教員資格認定試験の実施に関する事務について、関係法令等を踏まえ、本試験問題作成及び試験実施に関する事務を確実に実施する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 経費等の縮減・効率化

機構の業務運営に際しては、一般管理費について、経費節減のための見直しを継続して行い、計画的な削減に努めることとし、前年度に比較して3%以上、また、業務経費（新規に追加される業務による支出を除く。）についても前年度に比較して1%以上の効率化を図る。

また、契約業務においては、調達等合理化計画を着実に実施し、競争契約における一者応札件数の割合を10%未満とするなど適正な調達を行い、契約監視委員会において点検を実施する。

さらに、物品等の購入に当たっては、環境負荷の低減に資するべく引き続き環境物品等の調達を推進する。

2. 間接業務等の共同実施

国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び国立青少年教育振興機構と共同した間接業務等の実施に当たっては、費用対効果等を検証しつつ継続して行う。

3. 予算執行の効率化

業務経費を「研修事業」、「指標に関する専門的助言」「指導、助言及び援助」、「調査研究及びその成果の普及」、「更新講習等認定事務」及び「教員資格認定試験実施事務」の6つのセグメント・収益化単位（その他法人共通経費を含めて7つのセグメント・収益化単位）に区分し、適時・適切に予算及び実績の管理を行い、効率的な予算執行を行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

固定経費の削減、財務内容等の透明性の確保に努めるとともに、研修・宿泊施設について、その必要性を不断に見直すとともに、ホームページ等を通じた更なる利用促進を図る。これにより、自己収入の増収を図り、適切な予算運営を行う。

また、近隣施設の料金等を検証しつつ、貸付料金の設定を行い自己収入の拡充を図る。

1. 予算

別紙2のとおり。

2. 収支計画

別紙3のとおり。

3. 資金計画

別紙4のとおり。

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要な経費として借入することも想定される。

V 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、研修に関する指導、助言及び援助等の充実、調査研究事業の充実、免許法関連事務の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備整備等の充実に充てる。

VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

1. 施設・設備に関する計画

- ・受講者の安全を確保するとともに、受講者が快適に研修を受講できるよう、施設・設備等の整備を行う。
- ・研修施設について、ホームページを通じて貸出可能施設及び日時を随時提示することにより、学校教育関係職員等を対象とした研修利用を引き続き促進し、施設の有効利用を図る。これにより、研修施設の稼働率を 90%以上に、宿泊施設の稼働率を 60%以上にする。
- ・運動施設について、受講者、職員の健康維持、福利厚生に供すること及び地域のスポーツ施設又は防災拠点等として有効活用するため、近隣市町村や学校等への周知を行うとともに、ホームページ等を通じた貸出可能日時等の提示に取り組み、施設の有効利用を図る。また、稼働日数の把握を行い、中期目標期間中の稼働率 50%以上を目指し取り組む。

2. 人事に関する計画

- ・機構のミッションを実現するために必要な人材育成を目指し、本部事務局業務の明確化を図るとともに、特に人事管理部門を強化し、プロパー職員の資質向上とキャリアアップを図る。その観点も踏まえ、外部機関との人事交流を積極的に活用する等、適切な人事配置を行う。
- ・機構の研修事業や調査研究事業の高度化等及び業務運営の継続性に留意しつつ、人件費の適切な執行に努める。
- ・手当を含む役職員給与については、平成 25 年閣議決定を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その検証結果や取組状況を公表する。
- ・教員研修等の企画・立案、実施、評価等のより一層の充実を図るため、また、機構職員としてのスキルアップを図るため、所内及び所外の研修会への参加機会を支援する。

3. 内部統制の充実・強化

独立行政法人教職員支援機構法を踏まえ、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点としての役割が担えるよう、機構組織の役割を明確化し、さらなる強化を図る。また、機構の業務の有効性及び効率性、事業活動における法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性を確保するため、内部統制システムの充実・強化を図り、内部統制の仕組みが有

効に機能しているかどうかのモニタリング・検証を行う。

- ・ 機構における業務及び会計の適正を期するため、内部監査を実施する。
- ・ 役員会及び外部有識者で構成される評議員会において、機構の業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。
- ・ 各業務の運営上のリスクについて、状況に即応したリスク分類表の見直しを実施するとともに、これに基づきリスクの低減を図るよう対処する。
- ・ 倫理及びコンプライアンスに関する研修等を実施し、役職員等の意識・モラルの向上を図る。

4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

- ・ 政府の方針等も踏まえ、情報セキュリティに関する規程及び運用手順等を遵守し、これに基づきPDCAサイクルによる情報セキュリティ対策を講じるとともに、機構で利用する全ての情報システムについて安全で適切な運用を継続して行う。
- ・ 情報セキュリティに関する研修等を実施し、役職員等の情報セキュリティに関する意識啓発を図る。
- ・ 業務改善及びペーパーレス化に向け、書架や共有フォルダの整理等、職員の意識改革を図るとともに、運用方法やセキュリティが確保されるシステムを導入する。

令和２年度独立行政法人教職員支援機構実施研修について

- １．各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修（学校経営研修）

研修名		日数 ・ 回数	ユニット数 ・ 標準定員	研修の内容	受講対象
教職員等中央研修	校長研修	５日間 ３回	85 ユニット 1,700 人	各地域において中心的な役割を担う校長、教員等を育成するため、スクール・マネジメント、学校改善、実践開発に関する内容を実施するとともに、研修後の成果活用を通して、１）学校が直面する課題に組織的に対応し、特色ある教育活動を自律的に推進するマネジメント力、２）各地域の校長、教職員等の専門性向上を牽引する人材育成・研修推進力を習得させる。	以下の者であって、今後、学校経営、教育実践において各地域の中核としての役割が期待される者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭 ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の事務長、学校事務の共同実施のリーダー的な役割を担う担当者またはそれに準じる者
	副校長・教頭等研修	8 日間 2 回 ・ 5 日間 2 回			
	中堅教員研修	10 日間 5 回			
	次世代リーダー育成研修	5 日間 2 回			
	事務職員研修	5 日間 3 回			

2. 各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修（指導者養成研修）

研修名	日数・回数	ユニット数・標準定員	研修の内容	受講対象
①学校のマネジメントを推進する指導者養成研修				
学校組織マネジメント指導者養成研修	5日間 2回	12ユニット 240人	学校は、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かし能力を発揮することが求められることから、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 学校組織マネジメント上の課題の分析に関する協議 ・ 組織マネジメントを効果的に機能させた学校の取組事例に関する実践発表・協議 ・ 学校の戦略マップを作る演習 ・ 学校組織マネジメントに関する研修の企画・運営・評価に関する講義・演習	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育センター等で学校マネジメントの普及・充実、研修企画を担当している者並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭であって、各地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
カリキュラム・マネジメント指導者養成研修	5日間 2回	9ユニット 180人	学校は、児童生徒や学校、地域の実態等に即して学校教育目標をたて、学校の資源、特色を生かした適切な教育課程を編成し、実施・評価・改善をすることが求められることから、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの先行事例に関する実践発表・協議 ・ カリキュラム・マネジメントの促進のための校内研修と組織作りに関する演習 ・ 教育課程の自己点検・自己評価に関する演習	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）

②生徒指導及び教育相談に対応する指導者養成研修				
生徒指導指導者養成研修	5日間 1回	5ユニット 100人	社会の変化が著しい現代において、いじめ、暴力行為、自殺、不登校などが学校教育推進上の大きな課題となっており、学校や教育委員会等による問題行動等の未然防止、早期発見・早期解決を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ いじめ、暴力行為、不登校などの問題行動等に適切に対応するための生徒指導体制づくりや未然防止に関する研究協議・演習 ・ ネットトラブルの未然防止及び解決に向けた指導等、生徒指導にかかわる今日的諸課題に関する講義・演習 ・ チーム学校を構築するためのコーチングの在り方等、今日的な生徒指導の進め方に関する演習	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
教育相談指導者養成研修	4日間 1回	3ユニット 60人	生徒指導上の問題は一層多様化、深刻化しており、これらに適切に対応するためには、教員個人が問題を抱え込むことなく、「チーム学校」の観点から学校全体で組織的に取り組むことや、外部機関や家庭、地域との連携 ・ 協働を促進して、効果的に教育相談を推進することが求められていることから、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 教育相談の現状と課題に関する研究協議・演習 ・ 組織的な教育相談体制と効果的な教育相談の実践に関する研究協議・演習 ・ 教育相談のマネジメントに関する研究協議・演習	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）

いじめの問題に関する指導者養成研修		4日間 4回	18ユニット 360人	教員は、児童生徒の命を奪うことにもなるいじめの問題と向き合い、その未然防止及び早期発見と指導に努め、問題の根絶を目指すことが求められていることから、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ いじめの問題と向き合い、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るために必要な知識と技術に関する講義・演習・協議等	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
③グローバル化に対応する指導者養成研修					
外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修		4日間 1回	5ユニット 100人	「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、三重県と共同で開催する。 日本語指導が必要な児童生徒等の増加等を踏まえ、これらの児童生徒に対し適応指導・日本語指導を行うとともに、関係機関と連携し、受入れ体制を整備するなど、学校全体できめ細かな対応を図ることが重要であることから、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 学校全体での外国人児童生徒等の受入れ、指導（支援）体制作りに関する演習 ・ 学校外の機関との連携体制作りに関する演習 ・ 外国人児童生徒への効果的な教育の取組に関する研究協議（JSL（第2言語としての日本語）カリキュラム、外国人児童生徒の生活背景や学習経験等を踏まえた指導方法）	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）

小学校における外国語教育指導者養成研修	3日間 1回	6ユニット 120人	「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、福井県と共同で開催する。 小学校の外国語教育においては、中学校との接続を意識し、児童が意欲的に取り組む活動の設定・指導及び学習評価を実施することが求められていることから、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 外国語教育の趣旨・在り方に関する研究協議 ・ 各地域における外国語教育の推進に関する演習 ・ 外国語教育（外国語活動、外国語科）の充実及び実施に向けた具体的方策等に関する研究授業参観	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、義務教育学校及び特別支援学校、中学校外国語科の教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
外国語指導助手研修	1日間 4回	1,600人	外国語指導助手（ALT）が日本の外国語教育等について適切に理解し、各学校において一層効果的な職務遂行ができるようにするため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を習得させる。 ・ 日本における外国語教育の現状と課題等に関する講演 ・ ティーム・ティーチングの手法や授業計画に関する演習	・ 総務省、外務省、文部科学省の協力の下に実施しているJETプログラムにより招致した外国語指導助手（ALT）
英語教育海外派遣研修	2ヶ月	20人	英語圏の大学・教育機関等において、英語教授法等に関する授業を受けることや、英語教育に関する指導方法等についての実践的な研究を行うことにより、英語教育を推進するための実践的・効果的な指導力を習得させる。 ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、諸般の状況を総合	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の英語科教諭

			的に判断し、開催中止とする。	
④体力向上及び健康教育上の諸課題に対応する指導者養成研修				
体力向上マネジメント指導者養成研修	4日間 1回	6ユニット 120人	校長のリーダーシップの下、学校全体で日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした、各学校や地域の実態等に即した体力向上を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 学校全体で体力向上を推進するための効果的な組織マネジメント及びカリキュラム・マネジメントの在り方に関する演習 ・ 各地域での実践事例を基にした研究協議	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者。 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭並びに教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
健康教育指導者養成研修	4日間 1回	10ユニット 200人	多様化・深刻化している児童生徒の健康課題に対応するためには、各都道府県等における健康教育に関する推進体制の構築、学校における健康教育に関する指導の充実を図ることが求められているため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 深刻化する子供の心身の健康課題に関する知識を習得するための演習 ・ 医療機関や保健所などの地域の関係機関等との連携・協力に関する演習 ・ 学校の教育活動全体で心身の健康の保持増進に関する指導に取り組むための体制整備や保健教育を通して主体的に健康づくりができる子供たちを育成する教育内容の演習	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び養護教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）

食育指導者養成研修	4日間 1回	6ユニット 120人	食育の重要性に鑑み、学校において食育を推進するためには、各都道府県等における食に関する指導体制の整備、食に関する指導の充実を図ることが求められていることから、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 学校全体での食育を進めるための全体計画の作成 ・ 栄養教諭の専門性を生かした教育指導の在り方に関する演習 ・ 学校の教育活動全体で食育を進めるための連携の在り方に関する研究協議	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事、学校栄養職員等及び教育センターの研修担当主事等であって、食に関する指導を担当する者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、教諭及び学校栄養職員等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 食に関する指導において専門知識を有する栄養教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
学校安全指導者養成研修	5日間 1回	8ユニット 160人	各地域・学校において児童生徒等の安全の確保が図られるよう、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 三領域（生活安全・交通安全・災害安全）に関する講義・演習 ・ 学校安全の教育及び管理に関する地域別演習 ・ 学校安全のカリキュラム・マネジメントに関する講義・協議・演習	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
⑤喫緊の教育課題に対応する指導者養成研修				
言語活動指導者養成研修	4日間 1回	6ユニット 120人	「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、秋田県	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じ

				と共同で開催する。 学習指導要領に基づいて、児童生徒の発達の段階を踏まえた言語能力の育成を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 各教科等において言語活動を充実させるため学習指導計画作成に取り組む演習 ・ 学校全体で言語活動に関するカリキュラム・マネジメントのプラン作成に取り組む演習 ・ フィールドワーク等を通して、各地域・学校で今後実践していくための研究協議	る者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
道徳教育 指導者養成研修	中央指導者研修	5日間 2回	40ユニット 800人	校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備と道徳教育の展開、「特別の教科 道徳」の指導と評価、実践活動や体験活動の推進等を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 なお、中央で行う研修の修了者がブロック別で行う研修の指導助言者となるなど、両研修の連携を図りながら実施する。 ・ 生命の大切さ、規範意識の向上など児童生徒の実態に即した課題の明確化と道徳教育の効果的な推進に関する演習 ・ 道徳的価値の自覚が一層図られるような体験活動の活用に関する演習 ・ 学校の教育活動全体で取り組む道徳教育の推進に関する演習	○中央で行う研修 ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、「道徳教育指導者養成研修（ブロック別指導者研修）」等の講師等としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る） ○ブロック別で行う研修 ・ 市町村教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹
	ブロック別指導者研修	3日間 6回 (ブロック)			

					教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
学校教育の情報化指導者養成研修	5日間 2回	6ユニット 120人	各教科等における効果的な指導方法の開発、校務の効率化や学校経営の改善等を進めるには、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域や学校の実態に即して学校教育の情報化を組織的に推進することが求められているため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 教科指導におけるわかりやすい授業づくりのための I C T 活用に関する演習 ・ 情報教育による情報活用能力育成のための指導に関する演習 ・ 学校における情報モラル教育と地域・家庭・企業との連携に関する演習 ・ 学校組織マネジメントの視点に立った校務の情報化に関する演習 ・ 学校教育の情報化推進のための I C T 戦略づくりに関する演習	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（学校教育の情報化のための整備活動に関わる者を含む）であって、各地域において本研修内容を踏まえた管理職等への説明や学校の指導助言者等の指導者としての活動を行う者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）	
人権教育指導者養成研修	5日間 1回	5ユニット 100人	学校教育には、児童生徒に人権感覚を身につけさせ、人権意識を尊重して行動できるような教育を実施することが求められており、各学校においては、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の提言を踏まえ、人権教育の指導方法等の改善・充実を図ることが求められているため、以下に掲げる内容を含	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（人権教育担当者を含む） ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、	

			む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ 国内外の動きと学校における人権教育についての研究協議 ・ 人権教育推進上の課題と改善策等について、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」等を踏まえた人権教育推進のための協議・演習	各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
キャリア教育指導者養成研修	5日間 2回	8ユニット 160人	「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、富山県と共同で開催する。 新学習指導要領におけるキャリア教育の方向性に基づき、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリア形成を図る資質・能力を育成するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 ・ キャリア教育における縦の連携と横の連携に関する演習 ・ キャリア教育推進のためのプログラム開発に関する演習 ・ キャリア教育のカリキュラム・マネジメント（指導計画等の評価・改善手法）に関する演習	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
幼児教育指導者養成研修	4日間 1回	4ユニット 80人	子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、質の高い幼児教育を全国の全ての子供に保障するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。	・ 都道府県・指定都市・中核市の幼児教育担当主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（認定こども園、保育所等の指導・助言を行う者を含む） ・ 国公立幼稚園・保育所・認定こども園の教職員で

			・ 幼稚園教育要領の改訂の方向性を踏まえ、重視される課題（教育内容）について、各園での取組への生かし方に関する演習 ・ 幼小接続について、小学校教育の観点から、幼児期の学びを押さえた取組に関する演習 ・ 幼児教育と家庭、地域社会との連携の在り方に関する演習	あつて、各園や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職員大学院の学生（教職経験のある者に限る）
--	--	--	--	---

3. 地方公共団体からの委託等により共益的事業として実施する研修（委託研修）

研修名		日数	定員	研修の内容	受講対象
産業・情報技術等指導者養成研修	工業	5日間	20人	急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、教科「工業」における授業改善に関する講義と演習に関する研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を習得させる。	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校で産業教育を担当する教諭等
	商業	5日間	40人	急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、教科「商業」における授業改善に関する講義と実習に関する研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を習得させる。	

水産	5 日間	15 人	急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、水産物の資源管理と海洋環境に関する講義と実習に関する研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を習得させる。
家庭	4 日間	20 人	急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、社会の変化に対応した衣食住、ヒューマンサービス等の生活産業に関する講義と実習に関する講義と実習を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を習得させる。
看護	3 日間	20 人	急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、保健医療福祉の変化に対応し、生徒の基礎的・基本的看護実践力を育成する授業に関する講義と演習に関する研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を習得させる。
情報	5 日間	20 人	急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、ネットワーク・プログラミング・Webアプリケーション等に関する講義と実習を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を習得させる。

	福祉	3 日間	30 人	急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、実践的介護の知識及び技能の向上を図るための講習を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を習得させる。	
	技術・家庭 （技術）	5 日間	20 人	急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、学校における実習等の授業の質の向上を図るためこれからの日本を支える人材の育成を目指した技術分野の指導と評価を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を習得させる。	
	技術・家庭 （家庭）	4 日間	20 人	急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、食育、幼児理解に関する講義と実習含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を習得させる。	
産業教育 実習助手 研修	農業	5 日間	20 人	高等学校の産業教育に関する教科・科目を担当する実習助手の資質向上のため教科「農業」における教科指導及び職業指導に関する講義、実習を通して、実習助手としての資質、能力、技術の向上を目指した研修を実施し、職務に必要な最新の知識・技術を習得させる。	・ 高等学校等（特別支援学校の高等部を含む）の当該教科・科目を担当する実習助手で、実習助手として3年以上勤務し、勤務成績の良好な者

	工業	5 日間	20 人	高等学校の産業教育に関する教科・科目を担当する実習助手の資質向上のため教科「工業」及び工業科教育法に関する講義と実習を含む研修を実施し、職務に必要な最新の知識・技術を習得させる。	
産業・理科教育教員派遣研修		1 ヶ月 ～ 12 ヶ月	100 人	産業教育・理科教育担当教員の資質を向上し、その指導力の強化を図るため、産業教育・理科教育に関して優れた調査研究課題を有する者を産業教育・理科教育に関する研修を行うにふさわしい大学又は施設に派遣し、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術等を習得させる。	・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の産業教育又は理科教育を担当している教職員並びに教育行政機関において産業教育又は理科教育を担当している職員
(備考) 研修に必要な経費については、全額派遣者負担とする。					

年度計画予算
令和2年度計画予算

(単位:百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究	更新講習等認定事務	資格認定試験実施事務		
収 入								
運営費交付金	281	24	425	43	34	87	321	1,215
施設整備費補助金	193	0	0	0	0	0	0	193
自己収入	1	0	0	0	0	24	0	25
計	474	24	425	43	34	111	321	1,432
支 出								
一般管理費	0	0	0	0	0	0	151	151
業務経費	229	23	358	34	27	83	0	753
人件費	53	1	66	9	7	29	157	321
特殊要因等経費	0	0	0	0	0	0	14	14
施設整備費	193	0	0	0	0	0	0	193
計	474	24	425	43	34	111	321	1,432

(注)金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

収 支 計 画
令和2年度計画予算

(単位:百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究	更新講習等認定事務	資格認定試験実施事務		
費用の部	342	24	425	43	34	111	344	1,323
一般管理費	0	0	0	0	0	0	174	174
業務経費	290	23	358	34	27	83	0	814
人件費	53	1	66	9	7	29	157	321
特殊要因等経費	0	0	0	0	0	0	14	14
収益の部	342	24	425	43	34	111	344	1,323
運営費交付金収益	247	24	425	43	34	87	286	1,146
自己収入	1	0	0	0	0	24	0	25
賞与引当金見返りに係る収益	33	0	0	0	0	0	25	58
退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	11	11
資産見返運営費交付金戻入	61	0	0	0	0	0	23	83

(注)金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

資 金 計 画
令和2年度計画予算

(単位:百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指導に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究	更新講習等認定事務	資格認定試験実施事務		
資金支出	474	24	425	43	34	111	321	1,432
業務活動による支出	282	24	425	43	34	111	321	1,240
投資活動による支出	193	0	0	0	0	0	0	193
資金収入	474	24	425	43	34	111	321	1,432
業務活動による収入	282	24	425	43	34	111	321	1,240
運営費交付金による収入	281	24	425	43	34	87	321	1,215
自己収入	1	0	0	0	0	24	0	25
投資活動による収入	193	0	0	0	0	0	0	193
施設整備費補助金による収入	193	0	0	0	0	0	0	193

(注)金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。